

教育研究活性化支援経費の創設について（総則）

（平成16年6月21日学長裁定）

（平成16年6月3日部局長会議了承）

1 趣 旨

国立大学法人への移行で、本学の教育研究基盤を充実し、教育研究活動の活性化と管理運営の円滑化を図り、組織としての一層の競争力を付けることが急務となっている。

この現況に際し、学際的な新領域を創出し、競争的資金の獲得や外部との連携を推進するとともに、各分野での教育研究を一層発展させるため、教育研究活性化支援経費を創設し、もって世界最高水準の教育研究の実現に寄与する。

2 使 途

教育研究活性化支援経費は、次に掲げる事業に重点的に配分する。

- ①戦略的・独創的な教育研究プロジェクト事業
- ②教育研究環境高度化事業
- ③国際交流推進事業
- ④広報活動推進事業
- ⑤地域貢献推進事業
- ⑥その他全学的事業で学長が認めるもの

3 財 源

次に掲げる間接経費及び管理的経費の全学共通分並びに管理経費をもつて教育研究活性化支援経費とする。

- ①連携共同研究及び戦略的共同研究、共同研究及び共同事業、共同研究講座及び共同研究部門、受託研究及び受託事業、科学研究費助成事業及び研究拠点形成費補助金等の競争的資金の間接経費並びに医師主導型臨床研究の管理的経費の全学共通分
- ②受託研究及び受託事業並びにその他競争的資金（競争的資金のうち、科学研究費助成事業、研究拠点形成費補助金を除いたものをいう。）のうち、国又は地方公共団体等の制度で間接経費が措置されていないものの管理経費
- ③寄附金の管理経費
但し、次のものは対象から除外する。
 - ・寄附講座及び寄附研究部門の設置を目的とするもの

- ・学生への奨学援助及び厚生補導を目的とするもの
- ・教職員の海外派遣を目的とするもの
- ・附属学校での奨学援助を目的とするもの
- ・10万円以下の少額のもの
- ・その他学長が特に認めるもの

なお、上記により間接経費又は管理経費を研究委託者、研究代表者等に請求するが、間接経費の設定、管理経費の計上が困難である場合は、この限りではない。

4 教育研究活性化支援経費の管理

- (1) 教育研究活性化支援経費の管理は、学長が行う。
- (2) 教育研究活性化支援経費の基本的な配分方針は神戸大学戦略企画本部の意見を踏まえ役員会で決定する。
- (3) 教育研究活性化支援経費の具体的な配分計画は、研究担当理事が策定し、学長が決定する。

5 決算報告

学長は事業年度ごとに教育研究活性化支援経費の事業報告及び決算を取りまとめ、役員会、部局長会議に報告する。

6 事務

教育研究活性化支援経費に関する事務は、研究担当理事の統括の下に研究推進部研究推進課及び財務部財務企画課が行う。

附 則

この総則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この総則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この総則は、平成19年2月16日から施行する。

附 則

この総則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この総則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この総則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この総則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 29 日)

この総則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。